

会 議 録

会議の名称	平成23年5月25日 定例庁議
開催日時	平成23年5月25日(水) 午前10時30分 ～ 午前11時15分
開催場所	市長公室
出席者	富岡市長、小澤副市長、和田教育長、田中審議監、小林総務部長、崎原市民環境部長、安田福祉部長、中村健康づくり部長、高橋都市建設部長、安岡水道部次長兼水道経営課長、丸山議会事務局長、中島学校教育部長、田中生涯学習部長、星野監査委員事務局長、関根会計管理者  (事務局) 神田政策企画室長、村山同室主幹兼室長補佐、同室政策企画係又賀主査、同室同係濱野主事、宮村秘書室長
会議内容	議題 (1) 庁議等の会議録及び会議資料の公表に関する取扱いについて (2) 公の施設の指定管理者制度に関する基本指針(案)について (3) 平成23年第2回朝霞市議会定例会提出議案について
会議資料	別添のとおり
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録 <input type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録 記録内容の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁
その他の必要事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

[市長あいさつ]

[議題]

(1) 庁議等の会議録及び会議資料の公表に関する取扱いについて

[説明]

**【神田政策企画室長】**

- ・現在会議録資料については、情報公開条例に基づき公開としているが、庁議及び政策調整会議についてもこれから公表に向けて取り扱う。課題としては、パートナーシップによるまちづくりを目指す市政運営に対し、更なる市民への情報公開を進める必要があり、加えて議会からの指摘も踏まえその対応が求められる。
- ・会議は「審議会等の会議の公開に関する指針」の第5項に準じて、非公開としている。会議録及び資料は、情報公開請求があれば公開しているが、ホームページに掲載するなど積極的な公表はしていない。
- ・他の一部自治体において、行政の意思決定過程の透明性を確保する観点から、庁議等の会議録などの公表に向けられた取組みがされている。県内他市で、会議自体を公開している自治体は、新座市のみである。会議結果をホームページに掲載している自治体は、さいたま市・所沢市・和光市・新座市の4市である。
- ・本市では、会議自体は非公開だが、「会議録作成要綱」に基づき作成した会議録は市政情報コーナー及びホームページで公表し、会議資料は市政情報コーナーに設置することとしたい。
- ・会議録の公表に当たっては、出席者に発言内容を確認していただく手続きをとる。

**【田中審議監】**

[5月16日政策調整会議の要旨について報告]

- ・5月16日の政策調整会議から、公表するののかとの質問があった。これに対し、5月16日の会議が平成23年度最初の会議であり、平成23年度の会議から公表するとしたら、理解を得やすいため公表するとの回答があった。
- ・会議録に関して、発言者名を公表するののかとの質問があった。これに対し、会議録作成要綱第4条第2項に「所管課長は、会議録を作成するときは、発言者名を記載するものとする。」とあり、市の全ての審議会等は委員の名前等を記載していることから、庁議及び政策調整会議だけ、発言者名等を伏せることは難しいとの認識であるとの回答があった。

[意見等]

【小澤副市長】

- ・会議録及び会議資料を公表するのであれば、会議自体を公開しても良いのではないのか。

【田中審議監】

- ・会議の公開と会議結果の公表とは性質が異なる。将来的に検討の余地はあるが、現状では時期尚早であるとする。

【神田政策企画室長】

- ・本市では、「審議会等の公開に関する指針」を定めているが、市職員のみで構成された会議は除外されている。また、仮に指針に基づいて運用したとしても、円滑な議事運営の観点から除外できるものと判断する。

【富岡市長】

- ・市長は「政策調整会議」の構成員ではないが、資料には丸がついている。また、庁議については、市長も構成員の一人と考え、資料から削除した方が良い。

【神田政策企画室長】

- ・指摘の資料は他市の状況を説明するために作ったもので、政策調整会議に表示があるのは誤りで訂正したい。庁議に関するところでは、他市は首長の発言を出席者の発言と分けているところがあるため、資料では分けてある。本市については、従来から他の出席者と同様に扱っていることから、資料では市長も構成員に含めることとし、資料を修正する。

[結果]

- ・本件については、原案のとおり決定する。

[議題]

(2) 公の施設の指定管理者制度に関する基本指針（案）について

[説明]

【村山政策企画室主幹兼室長補佐】

- ・基本指針の見直しに当たっては、副市長及び関係部長の計8人で構成する、「指定管理の在り方検討委員会」を本年4月1日に立ち上げ、5月20日まで4回の会議を開催し、検討してきた。検討に際しては各部から出された課題だけでなく、施設管理公社や社会福祉協議会などの指定管理者からのヒアリングによる課題点も整理し、検討を重ね、基本指針の改正案を作成した。
- ・今回の改正の趣旨は、現在指定管理者により管理している61施設のうち、健康増進センターを除く60施設について、今年度末に指定期間が満了することから、この間の課題を踏まえ、見直しを行う

ものである。

- ・新たな動きとして昨年12月に国から助言が行われた。内容は、①「公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であること。」②「指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービス提供者を指定するものであり、単なる価格競争とは異なること。」③「指定に当たっては、サービス提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があるものの、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。」である。背景としては十分な運営能力があると認められない事業者が指定管理者となり、運営に支障をきたした例がある。平成21年度の総務省調査によると、市町村で指定管理者を指定している施設は全国で約56,000施設あるが、そのうち622件が指定を取り消されている。
- ・指定管理者の指定に当たっては、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があるものの、利用者や住民からの評価等を踏まえ、同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこととしている。
- ・選定の基本的な考え方として、公募・非公募（随意指定）の判断基準を示し、施設の態様や政策的な見地等を総合的に判断し、最も妥当な選定方法を、施設ごとに決定することとした。
- ・指定期間については、公募5年、非公募（随意指定）3年であったが、公募、非公募（随意指定）による指定期間の区別は行わず、原則5年として、個別事由により別に定めることができるとした。
- ・剰余金の精算については、基本指針に記載がなく、基本協定において修繕料と備品購入費について精算を行う旨を規定していたが、新たにルールを設けた。修繕料、備品購入費、（再）委託料の剰余金は、全額返還するものとし、その他の剰余金に関してはその2分の1以上の金額を返還するものとする。ただし、その他の剰余金については新たな市民サービスや業務改善に充てるため必要と認められる場合、市と協議の上、返還しないことができるとした。
- ・施設の改築及び修繕等の実施については、基本指針には記載がなく、基本協定書において、1件50万円以上の修繕については市が行うこととするとしていたが、協定書の「1件」の規定が曖昧なため、「修繕箇所1ヶ所当たり」と規定した。また、備品購入について、一定金額（10万円）以上のものについては、市が直接購入することとした。

#### 【田中審議監】

[5月25日政策調整会議の要旨について報告]

- ・在り方検討委員会の中で、直営に戻す事業として自動車駐車場が挙げられているが、他の施設について検討はあったのかとの質問があった。これに対し、リサイクルプラザ、旧高橋家住宅及び溝沼子どもプール等の指定管理者への移行を検討したが、現状ではまだ、難しいという結論に至ったとの回答があった。
- ・指定管理者の議会への関係についての質問があった。通常であれば12月議会に債務負担行為の補正

とともに指定管理者指定の議案を提出するが、本年度は市議会議員選挙の関係があり、12月に十分な日程が取れないため、9月議会での提案ができるよう、工程を組んでいる。9月議会に提出すると決まったわけではないが、調整をしているとの回答があった。

- ・最終的な指定管理者を決定するのはどこなのかという質問があった。各幹事会での意見を考慮した上で、副市長を長とする、選定委員会で指定管理者を選定する。

[意見等]

【小澤副市長】

- ・補足だが、行政財産使用料については、行財政改革の見直しの中で、改めて議論することとしており、ここでは省く。
- ・わくわくどーむは5年の指定期間であり、まだ2年の猶予がある。わくわくどーむと総合福祉センターを含めたエリアを、朝霞市として今後どのように使用するのかを検討する必要がある。場合によっては直営に戻し、新たな健康増進の在り方を考慮した上で、個別事例として検討することも考えられる。

[結果]

- ・本件については、原案のとおり決定する。

[議題]

(3) 平成23年第2回朝霞市議会定例会提出議案について

議案第22号 先決処分の承認を求めることについて

【小林総務部長】

- ・本議案は地方税法の一部を改正する法律が、去る4月27日に公布された事に伴い、朝霞市税条例の専決処分をしたので、その承認を求めるものである。この改正は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るため、必要な特例措置を講じるものである。
- ・附則第22条は、震災により、本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族の所有する住宅等の資産に受けた損失額について、納税義務者の選択により、特例として平成22年中において生じた損失の金額として、平成23年度分の個人市民税で雑損控除の適用をすることができることとするものである。
- ・なお、重複を避けるために、平成22年中に生じたことにする場合は、実際に生じた平成23年は生じなかったことになることを規定している。また、平成24年以後に修繕等を行い損失額が生じた際に雑損控除の申告をするときも、平成22年時に遡って生じたこととすることができることとして、

この場合も、重複を避けるために、実際に損害額が生じた年には生じなかったことになることを、規定している。以上が第1項から第4項までに規定されており、さらに、第5項には、申告の際に雑損控除の特例を受けようとする旨の記載がある場合に限り、適用することが定められている。

- ・附則第23条は、住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の適用を受けていた住宅が滅失等をした場合においても、控除対象期間について、引き続き控除を適用することができることとするものである。可能性としては、被災県の居住者で住宅を滅失した方が、朝霞市に転入してきた場合に対象となることが考えられる。したがって、影響額を算定することは不可能である。
- ・附則第24条は、東日本大震災により滅失、損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地について、平成24年度から平成33年度まで当該土地を住宅用地とみなして課税標準の特例措置を適用するもので、その適用を受けるための申告義務を規定するものである。朝霞市においては、対象者はいない。
- ・この一部の改正条例の施行については、一部改正条例の附則に定めており、公布の日から施行することになっている。附則第23条にかかる部分、住宅ローン控除の特例については、施行日が平成24年1月1日となっている。これは、市・県民税において住宅ローン控除を行う上では、この日以後でなければ控除する年が重複する場合が生じるため、この施行日となっている。しかしながら、住宅ローン控除制度は、所得税と一体となっている。所得税においては平成23年4月27日の公布の日から施行されており、既に実質的な効力が生じているので、専決をしている。

[質疑等]

なし

議案第23号 公平委員会委員選任に関する同意を求めることについて

【小林総務部長】

- ・本議案は、公平委員会委員の選任に関する同意を求めることについてである。公平委員会委員のうち、藤原ユキ子氏の任期が平成23年6月28日をもって満了となる。藤原氏は、平成17年6月29日（2期6年）から公平委員会委員として活躍していただいております、再び委員に選任したく、ここに提案する。

[質疑等]

なし

議案第24号 固定資産評価審査委員会委員選任に関する同意を求めることについて

【小林総務部長】

- ・本議案は、固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてである。固定資産評価審査委員会委員のうち、高橋優氏の任期が平成23年6月28日をもって満了となるため、新た

に本見由男氏を委員に選任したく、ここに提案する。本見氏については、経歴書に記載されているように、固定資産に関する知識、経験を持っていることから、選任を依頼するものである。

[質疑等]

なし

[閉会]